

北大阪急行線延伸関係者会議規約（案）

（名 称）

第１条 本会議は、北大阪急行線延伸関係者会議（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第２条 北大阪急行線延伸計画（以下「延伸計画」という。）の事業化に向け関係者の合意形成を図るため、諸課題の検討、整理を行なう。

（構 成）

第３条 会議は、別表に掲げる委員により構成する。

（検討事項）

第４条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- （１） 整備計画案の精査
- （２） 事業主体の決定
- （３） 事業スキームの決定
- （４） 整備効果の検証
- （５） まちづくりとの連携
- （６） 前各号に掲げるもののほか、北大阪急行線延伸に関すること

（運 営）

第５条 委員は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

２ 会議を円滑に進めるため、会議のもとに委員が指名する担当者と構成するワーキンググループを置く。

３ 会議には事務局を置き、大阪府都市整備部交通道路室都市交通課及び箕面市地域創造部北大阪鉄道延伸課がその任にあたる。

４ 会議、ワーキンググループは事務局が招集する。

（その他）

第６条 この規約に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議に諮り決定するものとする。

附 則

１ この規約は、平成２３年 ３月 日から施行する。

２ この規約の施行により、北大阪急行線延伸関係者会議幹事会設置要綱は廃止する。

別表

	氏名	職名
委員	大森 浩一	大阪府 都市整備部 交通道路室 都市交通課長
委員	伊藤 哲夫	箕面市 副市長
委員	具田 利男	箕面市 市長政策室長
委員	小泉 正己	箕面市 地域創造部長
委員	上村 正美	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部都市交通計画部長
委員	松本 敬史	北大阪急行電鉄株式会社 取締役 鉄道部長
オブザーバー	浪越 祐介	国土交通省 近畿運輸局 企画観光部 交通企画課長
オブザーバー	川崎 廣	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 計画課長
オブザーバー	山口 勝彦	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 監理課長
オブザーバー	小路 剛志	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長